

行政情報

土砂災害防止法の改正

野村 康裕

平成 26 年 11 月、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立した。今般の改正は平成 26 年 8 月豪雨により広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の具体化等の措置を講ずることとしている。これら改正事項を通じて、土砂災害から国民の生命及び身体が保護が一層図られることが期待される。

キーワード：土砂災害，基礎調査，土砂災害警戒情報，警戒避難，避難勧告

1. はじめに

平成 26 年 11 月 12 日、第 187 回国会において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）の一部を改正する法律が成立した。

今般の改正は平成 26 年 8 月豪雨により広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の具体化等の措置を講ずることとしており、土砂災害から国民の生命及び身体が保護が一層図られることが期待される。

ここでは、今般の法改正に至る背景及び経緯、改正の概要等を紹介する。

2. 法改正に至る背景及び経緯

平成 26 年 8 月の広島市北部における集中豪雨では、土石流 107 件、がけ崩れ 59 件の土砂災害 166 件が発生するなど、死者 75 名、負傷者 44 名、家屋被害 418 戸等の甚大な被害をもたらした。この災害において、土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し住民に土砂災害の危険性が十分伝わっていないこと、土砂災害警戒情報が直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていないこと、避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するな

ど土砂災害からの避難体制が不十分な場合があること、などの課題が明らかとなった。

このような状況を踏まえ、総理大臣及び国土交通大臣から土砂災害防止法改正を検討するよう指示があり、臨時国会での法改正に向けた検討が進められた。また、与党（自民党、公明党）においても、土砂災害防止法改正プロジェクトチームが設置され、主な提言内容は、法改正事項に盛り込まれた。

3. 法改正等の概要

(1) 土砂災害の危険性のある区域の明示

(a) 基礎調査の結果の公表

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付けた。

なお、公表の方法については、省令において、土砂災害警戒区域等の区域を平面図に明示し、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものと定めている。

(b) 基礎調査促進のための取り組み

基礎調査の事務処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われ、住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがあることが明らか場合には、地方自治法に基づく「是正の要求」について都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとした。この是正の要求は、具体的には、都道府県が実

施する基礎調査がおおむね5年程度の目標から大幅に遅れる場合などに行うことを想定している。

また、基本指針において、基礎調査については、おおむね5年程度で完了させることを目標とし、完了予定年も含めた実施目標を各都道府県が設定するとともに、

各都道府県は定期的に調査の進捗状況を国に報告し、国は、各都道府県の実施目標やその進捗状況を公表することとしている。なお、本年4月に既に都道府県の実施目標を国がとりまとめ公表した。

土砂災害防止法改正事項	基本指針の主な変更点
<p>◆災害の危険性のある区域の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎調査の結果の公表義務付け ●警戒区域の指定等に関する国からの助言や情報提供等 ●区域指定のための基礎調査が遅れている都道府県等への是正要求 	<p>◆基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎調査結果の公表については、警戒区域等に相当する範囲を示した図面により実施 ○都道府県等のホームページ、掲示板の活用、各戸配付など様々な手法により周知 ○公表後には、区域指定の手続きを速やかに進めるとともに、避難体制の検討に早期に着手 ○おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県は実施目標を設定 ○国は、都道府県に対し、財政面、技術面などの支援を実施 ○都道府県は定期的に進捗状況を国に報告し、国は実施目標及び進捗状況を公表 ○基礎調査がおおむね5年程度の目標から大幅に遅れる場合などには是正の要求を実施
<p>◆避難のための情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報を法律上に明記 ●都道府県による土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け ●市町村による避難勧告等解除の際の国・都道府県からの助言 	<p>◆土砂災害警戒情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実績降雨量に概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに、都道府県と気象台が連携して、土砂災害警戒情報を発表 ○市町村長に対し、ファックス、電子メール、電話等により確実に通知 ○テレビ、ラジオ、インターネット等により一般への周知 ○土砂災害警戒情報の発表単位の細分化を検討 <p>◆避難勧告等の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする ○国、都道府県は、メッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな降雨予測等の情報も市町村に提供 ○市町村長は、提供されたメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に避難勧告等を発令 <p>◆住民がとるべき行動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等が発令された場合、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要 ○状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、日頃から、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識を普及啓発 <p>◆避難勧告等解除の際の助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村から助言を求められた場合、保有するリアルタイム情報の提供や災害に関する知見等から助言 ○大規模災害後は、テックフォースや専門家を派遣
<p>◆避難体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示 ●避難訓練の実施に関する事項を明示 ●ハザードマップへの避難場所・避難経路等の明示 ●市町村地域防災計画への社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等の明示 	<p>◆避難体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害に対する安全性が確保された避難場所・避難経路を選定 ○土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施 ○電子地図の提供等によりハザードマップの作成を支援 ○都道府県はハザードマップの作成状況を報告し、国は公表を実施 ○ハザードマップを活用した実践的な防災訓練や防災教育を行うことで、正確な知識を普及 ○要配慮者利用施設の立地状況やハード対策の実施状況等を定期的に把握

図一 土砂災害防止法改正事項と基本指針の変更点の概要

(2) 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

(a) 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

土砂災害警戒情報は土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報とされているが、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令する市町村は約4%程度であり、避難勧告等の直接的な基準とはなっていなかった。的確な避難勧告等の発令に資するため、「土砂災害警戒情報」を避難勧告等の判断に資するための情報として新たに法律上に明記するとともに、都道府県知事に対し土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、一般に周知することを義務付けた。

具体的な土砂災害警戒情報の発表については、各都道府県が過去の降雨の状況及び土砂災害の発生状況等を総合的に勘案してあらかじめ危険降雨量を設定し、実際の降雨量におおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量に達したときに、同情報の発表が行われる。

また、市町村長が的確な避難勧告等を発令するため、土砂災害警戒情報の発表に加え、国、都道府県が、メッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報についても提供を行うこととしている。

(b) 避難勧告等の円滑な解除

避難勧告等の発令の際の市町村長に対する助言については災害対策基本法に規定があるが、解除の際の助言の規定はない。土砂災害は、雨が止んだ後でも災害が発生するなど避難勧告等の解除の判断が極めて難しいことから、今般の改正において、市町村長は、国土交通大臣や都道府県知事に避難勧告等の解除のための助言を求めることができるとし、その場合、国土交通大臣及び都道府県知事は、必要な助言を行うことを規定した。具体的には、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことを想定している。

(3) 避難体制の充実・強化

(a) 市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとした。基本指針において、避難場所については、土砂災害警戒区域外

など土砂災害に対する安全性が確保された避難場所を定めることとし、避難訓練については、土砂災害に係る避難訓練を毎年一回以上実施することを基本とした。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設については、その名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定めることとした。

(4) 国による援助

(a) 国土交通大臣による助言、情報の提供等に係る努力義務

国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする規定が新たに設けられた。

4. 国会における審議の経過

改正法案は、平成26年10月14日に閣議決定され、第187回国会（臨時国会）に提出された。衆議院本会議、国土交通委員会での審議を経て、衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。参議院本会議、国土交通委員会での審議を経て、参議院本会議において全会一致で可決され、11月12日に成立した。なお、衆・参両院における国土交通委員会採決の際に、附帯決議が付されている。

5. おわりに

広島市での土砂災害から1年余りが経過したが、土砂災害防止法の改正を受けた取り組みは、現在、全国の地方公共団体において集中的に実施されているところである。土砂災害から人命を守るため、引き続き、地方公共団体の取り組みに対する支援を積極的に行っていきたい。

JICMA

[筆者紹介]

野村 康裕 (のむら やすひろ)

国土交通省

水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

課長補佐

